

令和4年9月理事会議事録

- 1 開催日時 令和4年9月26日（月） 14時58分 ～ 15時58分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者
- | | |
|-------------------|-----------|
| 理 事 長 | 神 田 裕 二 |
| 専 務 理 事 | 神 山 浩 一 |
| 公 益 代 表 理 事 | 山 本 光 昭 |
| 同 | 佐 藤 裕 一 |
| 保 険 者 代 表 理 事 | 木 倉 敬 之 |
| 同 | 今 泉 礼 三 |
| 同 | 長 尾 健 男 |
| 同 | 天 野 勝 司 |
| 被 保 険 者 代 表 理 事 | 古 川 大 司 |
| 同 | 小 林 司 |
| 診 療 担 当 者 代 表 理 事 | 猪 口 雄 二 |
| 同 | 長 島 公 之 一 |
| 同 | 松 本 純 一 |
| 同 | 遠 藤 秀 樹 |
| 公 益 代 表 監 事 | 塔 下 和 彦 |
| 保 険 者 代 表 監 事 | 吉 田 雄 彦 |
| 被 保 険 者 代 表 監 事 | 新 谷 信 幸 |
| 診 療 担 当 者 代 表 監 事 | 篠 原 彰 一 |
| 常 任 顧 問 | 山 崎 章 一 |
| 参 与 | 安 部 好 弘 |
- 4 議 題
- 1 公益代表役員の選任の認可
 - 2 令和4年9月処理で発生したオンライン請求システム障害状況
 - 3 議事
令和4事業年度事業計画及び保健医療情報会計収入支出変更予算（案）
 - 4 報告事項
 - (1) 令和4年3月末現在における診療報酬等収支整理不能額の処理
 - (2) 第27次審査情報提供（医科）

5 定例報告

- (1) 令和4年7月審査分の審査状況
- (2) 令和4年8月審査分の特別審査委員会審査状況
- (3) 令和4年7月理事会議事録の公表

5 議事内容

(理事長)

定刻前ではあるが、既に出席の方々がお揃いであり、ただいまから理事会を開催する。

本理事会の議事録署名者として、天野理事、古川理事にお願いをする。

また、本日は、被保険者代表の福田理事、寺田理事が欠席である。なお、被保険者代表の小林理事については遅れて参加されるということである。

この結果、本理事会は、理事会の構成員である理事長及び理事総数16名のうち、現時点で13名の出席を確認しているので、支払基金定款に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

初めに、先月の理事会において、議決いただいた、公益を代表する理事佐藤裕一氏の選任について、厚生労働大臣宛て認可申請を行い、9月6日付けをもって認可を受けたので報告する。

なお、お手元の配布資料の青いインデックス資料3に、理事、監事、参与の一覧表を添付しているので参考にいただければと思う。

それでは、次に、令和4年9月処理で発生したオンライン請求システムの障害状況について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和4年9月処理で発生したオンライン請求システム障害状況について、事象、影響、発生原因、復旧までの対応（緊急措置）再発防止策、10月の対応を説明。

(理事長)

ただいまの令和4年9月処理で発生したオンライン請求システム障害状況について質問、意見等があればご発言ください。

(診療担当者代表理事)

オンライン請求というのは、安心感、信頼感というのが極めて重要なものだが、今年度に入り、最初の時点でもトラブルが続いた。今回は違う原因で新たな障害が起こり、支払基金本体ではなくてクラウド事業者という

意味では、支払基金に責任がないとも言えるが、クラウド事業者側のトラブルで、支払基金での対応が極めて困難という意味では、深刻とも言える。

したがって、今後の予防策として、示されたもので十分なものか。いろいろ変更すると、トラブルが起こりやすいので、改善策を行うときのトラブルを当然想定して、しっかりやっていただく必要がある。

次に、このシステム変更によって、コストがかかる。また、サーバをさらに増やすということで、保守料、コストが増大すると思うが、どうなっているのか教えていただきたい。

(事務局)

最初の、しっかり検証した上で対応を整えるということはおっしゃるとおりだと認識しているので、私どもとしても十分な対応を進めていく。

もう一つ、サーバの増強に伴うコスト意識は当然あると思うが、サーバの状況は、現在、媒体請求を行っている処理サーバを、別途、支払基金で保有している。それをオンライン側に振り向けることによって、今回の事象に対して対応しようと考えている。これらについて、コストが増加するということはないということで進めている。

(診療担当者代表理事)

光ディスク等の媒体で受付けしているサーバに余力があるということで、こちらに振り替えるということで理解した。ただし、やはり医療機関側の不信感、不安感というのは増大しているので、きちんと対応していくというメッセージ、広報をする必要があるかと思う。

また、何かトラブルが起こったときに、今どのような状況で、今後どうする見込みだという情報が医療機関に伝わらないと、ますます不安が募るので、広報体制を、しっかりしていただく必要があるかと思う。そこをお願いしたい。

(事務局)

できる限り、至急に、障害が発生した状況を示す、連絡体制を整えるよう、努めていく。

(理事長)

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

発生原因のところを教えていただきたい。今回の障害の原因は、ヒューマンエラーなのか、それともシステムロジック等、システムの設計そのも

のに何らかの瑕疵があったのか、あるいはその複合で、システム設計の瑕疵にヒューマンエラーが重なって、停止時間が長引いてしまったのか、そのところを教えていただきたい。

(事務局)

ヒューマンエラーという部分と、システムロジックという複合的な要素があるかと思うが、サーバが停止したという情報自体を、支払基金のオンライン請求システムに知らせるといった情報が欠けていたということになる。クラウド事業者としても、原因については、設定ミスという意味で、ヒューマンエラーの比重は高いとは認識している。

今回、この部分を改修、設定を変更するという作業をして対処をするという回答を得ている。

(保険者代表理事)

これまでの障害の際にも申し上げたが、起きた事象そのものを正確に記録することは勿論として、原因のところを、どのように記載していいかというのは考えどころである。表層的な原因のみだと再発防止に繋がらない懸念もある。直接原因とその背景を含めた間接原因に分けて考えるなど、それがなぜ起こったかについて十分に掘り下げた上で対策を取っていただきたい。よろしく願います。

(診療担当者代表理事)

今回の障害の原因で、クラウド事業者側にある原因と、支払基金側にある原因、この二つに分けて、もう一度、丁寧な説明をお願いしたい。

(事務局)

クラウドサービス事業者の設定誤りというのは、間違いなく事実である。支払基金側の責めという意味では、対応に時間を要したというところがあるが、私どもとしても迅速かつ適切に進めていきたいということが現状であり、今回、あるいは4月、5月の状況も踏まえ、速やかな対応を今後図っていく。

(診療担当者代表理事)

今回の障害は、基本的には全てクラウド事業者側に原因があると。ただし、障害が長引き、回復まで少し時間がかかったということに関して、支払基金側で、例えば、サーバを増やすという形で対応するという理解でいいか。

(事務局)

そういった対応は、当然これからも進めていく。

(診療担当者代表理事)

クラウド事業者側に原因があるとする、支払基金側が対応を求めても、向こうが対応してくれないとできない。そのところは大丈夫なのか。

(事務局)

これについては、既にクラウド事業者に対応を求めており、11月までに必ず修正するように申入れしている。

(診療担当者代表理事)

申入れに対して、回答はどうだったのか。

(事務局)

対応するという回答であった。

(診療担当者代表理事)

しっかりとしたタイムスケジュールと、いつまでに何をするというのがないと信頼できないので、再発防止をしっかりとクラウド事業者側に要望し、どのような対策が取られたかということも重要なので、次回に報告をお願いしたい。

(事務局)

11月の状況を踏まえて、報告をさせていただく。

(理事長)

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

ご指摘いただいた、その後の対応等については、次回の理事会にて報告をさせていただく。

続いて、3議事令和4事業年度事業計画及び保健医療情報会計収入支出変更予算(案)について、事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

令和4事業年度事業計画及び保健医療情報会計収入支出変更予算（案）について、概要、事業計画の変更、収入支出予算の変更、主な業務内容、保健医療情報会計の区分の議事事項を説明。

（理事長）

ただいまの令和4事業年度及び保健医療情報会計の収入支出変更予算（案）について、質問、意見等があればご発言ください。

（診療担当者代表理事）

今回変更になる全国の医療機関等で電子カルテ情報を確認できる仕組みというのは、現在行われているレセプト由来の情報の提供と比べて、恐らく数段階、はるかに困難な事業になると思われる。

スライド15の図を見ていただくと分かるかと思うが、現在、薬剤情報等は既にレセプトとして提出されており、これをデータベースとしてただ出しているだけの非常に単純な作業。あるいは、特定健診等の保険者から既に出されているものを使っているだけであり、仕組みとしては非常に単純である。

ところが、この上の段にあるもの、つまり電子カルテ情報交換サービスという仮称だが、これは医療機関から提出していただくということで、これまでよりもはるかにハードルが高い事業になる。

したがって、そこに対応するためには、人材、組織変革も含めたかなりの対応が必要になる。

今回、調達支援事業者の調達にそれほど負担はないが、その後の要件定義や調達仕様書案というのは、全てのシステムの基本になるので、しっかりやってもらう必要がある。果たして、それだけで十分な体制が取れているのか。さらにその後、実際のシステム運用となると、現在の体制では極めて困難ではないかと思うが、今後の体制、現在の体制はどうなっているのか、教えていただきたい。

（事務局）

電子カルテ情報の共有基盤については、支払基金においてはこれまでも、オンライン資格確認の基盤とレセプト情報の閲覧にかかる取組を行っているセクションとを合わせてプロジェクトチームを組み、厚生労働省からの情報収集等これまでも行ってきた。

今年度はこのチームにおいて、調達支援事業者の調達と、それを踏まえたシステム要件定義、開発事業者の調達仕様書案の作成に取り組んでいく。

その上で、実際の開発に向けては、これは令和5年度以降ということになるが、その状況に応じて必要な体制の強化というものを図っていく必要があると認識をしているので、引き続き検討していく。

(診療担当者代表理事)

電子カルテ情報交換サービスに比べれば、はるかに簡単、シンプルなはずのオンライン請求が、今回のようなクラウド事業者側のトラブルで大きな障害が起こっている。

オンライン請求も非常に大切だが、これは事後的なものなので、診療そのものがそこでストップするわけではない。今回のこの電子カルテの情報共有、あるいはオンライン資格確認というのは、トラブルがあると診療そのものが止まってしまうという意味で、極めて影響も重大である。

したがって、想定外のこともいろいろ起こり得る。ここのところはしっかりした体制で臨む必要がある。

ここが国の補助金で本当に十分対応できるのかという点も含めて、厚生労働省としっかりと検討をお願いし、十分な体制が確保できる財源、あるいは体制の整備計画というのをやっていただきたい。

(理事長)

厚生労働省にも体制の強化について協議をしているところである。

また、支払基金職員、外部でシステム開発等に従事した経験者を雇用するなど、しっかりとした体制をつくって対応していく。

ご指摘に感謝申し上げます。

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

この新しい事業について、スライド14にある今年6月の骨太方針で決定された方針に基づくものであるということは理解をしている。それに基づいての事業計画予算であるということ等、理解をしている。

今、長島理事もおっしゃるように、大変困難な、中身をまだまだ詰めなくてはいけない事業ということであり、支払基金もオブザーバーで参加されているが、厚生労働省の健康医療介護情報利活用検討会の場で、ワーキンググループ、幾つかに分けて既に走らせているものに、我々協会けんぽ、あるいは健保連さんも参加を求められている。まだ、参加した場は開かれてはいないが、そういう場での議論を尽くしながら進めていくものだと厚生労働省からも伺っており、そういうものだと理解をしている。

その中では、必要となる機能そのものも議論をされる、期待される効果等も議論されるが、開発運営主体というものも議論され、運営費、医療負

担の問題、あるいは運用開始時期の問題も、議論をしながら進めていくと伺っている。

類似のものとして、電子処方箋、これは、3年度、4年度の事業計画予算に支払基金も入れられて、法律改正も後追いではあるが、この5月に薬機法改正（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）、整理したものの中で、医療介護連携確保法の中で支払基金、あるいは国保連の業務としてこの管理運営も行う。その費用負担は、法律事項として保険者等が負担をするという規定も置いた上で、今、最終段階でありこの10月から4地域でモデル実証をやった上で来年1月から本格始動ということで始まっているが、こちらは、まだ全国での展開の状況、あるいはいつから費用負担なのかということも、具体的にはなっていないと理解をしている。

そのように電子処方箋も非常に難しい中、この電子カルテ等の情報の共有ということは非常に大事な事業であるが、進めていくときに、厚生労働省からの要請指示としての支払基金が管理主体の準備をするということは理解できるが、我々も情報が不足している。どういう費用負担で、どういう事業をいつからやるのかということが不足しており、ぜひともその電子処方箋でも情報不足のまま今に至っているが、準備状況を厚生労働省から我々も聞き取りをするが、支払基金の準備状況についても、同時に理事会、あるいはその他の場で丁寧なご説明をいただきながら進めていただきたいということを要望申し上げます。

（事務局）

ご指摘いただいた点については、今後の厚生労働省の検討状況も十分踏まえつつ、適切な時期に理事会の皆様にご説明できるように対応していく。

（理事長）

他に、質問、意見等があればご発言ください。

（被保険者代表理事）

体制面であるが、骨太の方針を受けて、急にこういった案件が出てきて事業計画の変更を迫られるなど、私たちの団体推薦委員が参画する審議会等でも時々あることだが、こういったことに対応しなければならない支払基金としては、大変ご苦労お察しする。急な決定であるが大事なシステムでもあり、しかも、10月を目前に控えて新しい組織体制になるところであり、抜かりなく円滑に進むよう、体制面はどうなのかよく見ていただきたい。

システム関係について、調達事業者をまず見つけるということだが、例

えば先ほどのようなシステム障害は未然防止を尽くすためにあらゆる切替テストを当然やっているとは思いますが、何らか手だてがなかったのかと思う。そういったことをきちんと気づく支援事業者が選ばれるよう、単純に下請、孫請するとかではなく、責任を持って行う支援事業者をぜひ調達していただければと思う。繰り返しになるが、体制面にぜひ気をつけたいと思う。

後ほど資料でリーフレットのご説明もあるかと思うが、組織体制は10月から新しく変わる、残り1週間というところで順調なのか円滑なのか、そういったところも後ほどでいいので教えていただければと思う。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。

体制整備については、しっかりとした体制をつくるようにしていく。

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

いただいた意見等を踏まえて、検討の状況等についてもこの場でご報告をする。体制整備については、しっかりとした体制をつくるようにしていく。

特段の質問・意見等がないようであれば、事業計画及び収入支出予算の変更案につきましては、原案のとおり決定するという事としてよろしいか。

(異議なし)

異議なしと認め、原案のとおり決定し、法令の定めるところにより厚生労働大臣宛て認可申請の手続を行うこととする。

それでは、次に報告事項に移る。

報告事項(1)令和4年3月末現在における診療報酬等収支整理不能額の処理について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

令和4年3末日現在における診療報酬等収支整理不能額の処理について収支整理不能額の整理、令和4年度収支整理不能の処分額について説明。

(理事長)

令和4年3月末日現在における診療報酬等収支整理不能額の処理について質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見がないようであれば、報告事項(2)第27次審査情報提供(医科)について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

第27次審査情報提供(医科)について、厚生労働省保険局医療課より検討依頼された薬理作用に基づく医薬品の適応外使用事例に関して、審査情報提供検討委員会において検討された14事例を説明。

(理事長)

第27次審査情報提供(医科)について、質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

定例報告に移る。

定例報告(1)令和4年7月審査分の審査状況について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和4年7月審査分の審査状況について説明。

(理事長)

令和4年7月審査分の審査状況について、質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

定例報告(2)令和4年8月審査分の特別審査委員会審査状況について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和4年8月審査分の特別審査委員会審査状況について説明。

(理事長)

令和4年8月審査分の特別審査委員会審査状況について、質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

次に、定例報告(3)令和4年7月理事会議事録の公表については、皆様に議事内容をご確認いただいた上で、議事録署名者である、木倉理事、小林理事にご署名をいただいているので、支払基金ホームページに掲載することとする。

最後に、10月1日から支払基金の組織改革が施行される。

皆様のお手元に資料4のリーフレットが配付してあるのでそれを参考にご覧いただきたい。緑色が医療機関向けのリーフレット、24万の医療機関、薬局等に9月30日付で発送し10月3日には各医療機関等に届く見込みである。青色が保険者向け、保険者、公費の実施者については10月6日に発送、翌7日に到着する予定である。

これまで、令和2年3月に審査事務集約化計画工程表で、令和4年10月に14拠点で職員が行う電子レセプトの審査事務を集約する改革を進めてきた。これに伴う幾多の改革の集大成であり、支払基金改革にとっては、大きな節目となるものであると考えている。

これまで、理事の皆様方、また、関係団体の皆様方には、審査事務集約計画工程表の決定、また、個々の制度見直し等について、ご理解、ご協力を賜ったことに対しこの場をお借りして心から御礼を申し上げる。

今回の改革というものは、リーフレットを見ていただくと目的というのが書いてあるが、AIを活用して審査事務の効率化・高度化を図ることと、審査結果の不合理的な差異の解消を図るため、これまでの支部完結型の業務実施体制を見直し、本部を中心とした全国統一的な業務実施体制を確立することにある。組織改革というのはあくまでも手段であり、目的そのものではない。ゴールではなく、これがスタートだと考えている。ここで掲げてある目的を達成し、その効果を関係者の皆様にお届けできるよう、役職員、組織を挙げて努力をしていかなければならないと考えている。

このリーフレットの中に若干書いてあるが、例えば、緑のリーフレットをお開きいただくと重要と書いてある。1点申し上げますと、これまで審査の内容等について疑問、照会があると、各都道府県の支部に照会をしていた

が、今後は電子レセプトの審査事務をする職員は14拠点に集約をされているので、各都道府県の拠点に問合せをして、そこから一々集約拠点の職員にどのような内容だったのかを確認しては折り返し電話をする、あるいは電話を転送するということでは、医療機関、保険者の皆様方にご不便をおかけし、お待たせすることになるので、今後は、ダイレクトに審査事務を担当した職員がお答えをするということを原則としている。照会連絡先のそれぞれの審査事務担当者を明確にして、電子レセプトに関するものは、直接集約拠点にご照会をお願いしたいと申し上げている。もちろん、各都道府県でも対応可能であるが、その場合、先ほど申し上げたようにご不便をおかけすることになり、できるだけ直接担当者へお問合せいただきたい。

9月30日付で医療機関に発送する返戻発送に合わせて、医療機関ごとの審査事務担当者として照会連絡先をご連絡させていただくことにしている。

また、ホームページで医療機関等照会連絡先検索機能という、医療機関コードを入力することによって、審査事務担当者、その照会連絡先が確認をできるということになっている。これまで各都道府県の医療機関、保険者と審査事務を行う職員の間には物理的な距離はできるわけであるが、できるだけ直接お答えできる体制を取ることによって、心理的な距離としてはむしろ近づける努力をしていきたい。迅速かつ丁寧な対応をしていきたい。

最後のページであるが、審査事務集約後、業務が軌道に乗るまで、実はこの10月に職員1,012人が転勤をすることになっている。これは集約される支部の職員の約3割に相当する。多くの職員が転勤をすることで、新しい生活環境、勤務環境に慣れる必要もある。新しい仕事の仕方として、フレックスタイムや時差出勤、あるいは11月以降は在宅勤務も導入することにしており、その導入の過程等においては、関係者の皆様にも一定のご不便をおかけすることもあると思うが、本部として、職員からは、業務処理に関すること、あるいは処遇待遇に関することがあれば、当然、集約拠点の上司に相談することになっているが、上司に相談しにくいことについては、本部に直接ツールで意見を言えるようにしている。審査委員からご意見がある場合には、意見箱というものを設けて、直接ご意見がある場合には言うていただくように審査委員の方々にもお願いをしている。

リーフレットの最後のページになるが、医療機関、保険者の皆様方にも何かご不便をおかけしたこと、ご意見、ご要望、苦情等があれば、こちらのフリーダイヤルに電話をしていただければと思う。回線数を増やし対応させていただくことにしている。何か問題があれば、迅速、かつ柔軟、かつ適切に対応させていただくので、問題等があれば遠慮なくご指摘をいただければと思う。

審査事務集約に向けて、9月30日の夕方から10月4日まで、各拠点間で机、椅子等の什器、あるいは事務機器の移動、LAN配線等の工事をするこ

っており、3日、4日は終日閉庁させていただくこととしている。業務開始は5日以降ということになっているが、5日は業者との間の確認等で時間を要するので、実質的に稼働できるのは6日以降ということになる。ご不便をおかけするが、今後とも支払基金の業務運営に対する一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

リーフレットについては、配布をさせていただくものと併せ、各拠点から各都道府県の関係団体にご挨拶に伺うということにしている。よろしくようお願いを申し上げます。

ただいまの件について、質問・意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

10月の新しい基金の創建という資料でご説明いただいた。大変な事業を準備され、丁寧にご準備されてスタートを迎えるということで、敬意を表するものである。

その中で、保険者向けの青いリーフレットを拝見して、この間も準備に当たり、私ども協会けんぽ、法律上47都道府県の支部で業務を行う、そこでレセプト点検も行い、職員配置を実施している。事務の在り方についての我々の意見もいろいろとお含み取りをいただいた。ブロックにいる再審査の担当者に照会しながら今も、協会けんぽと各支部と懇談、打合せ、審査内容についての協議を毎月のように開かせていただき、今後もその地域の中で引き続きやらせていただきたい。審査委員会事務局に対応をいただけると伺っているので連携がうまくいくように望んでいる。

先ほどのスライド33、あるいはスライド38にあるように、コロナ禍、あるいはコロナ禍の以前から、協会けんぽとしては、重点的なレセプト点検を進めている。高い査定件数、再審査処理件数、4割近い査定件数の割合、あるいは1万点当たりの査定の高い点数を維持できてきているものと自負はしているところであるので、我々の専門性について、十分な勉強もさせていただきながら維持をしていきたいと思っている。ぜひセンターと各都道府県の審査委員会事務局の連係の中で我々との意見交換をさせていただければと思っている。よろしくようお願い申し上げます。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。

審査事務センター・分室の集約拠点に再審査相談窓口を置くことにしているが、個別の保険者、皆様との懇談、連絡調整等については、事務局を窓口にして対応させていただくので、そこは、審査委員会事務局の重要な役割であると考えている。引き続き保険者の皆様との懇談などについては、丁寧に対応していく。

他に、質問・意見等あればご発言ください。

(診療担当者代表理事)

リーフレットの最後のページの、医療機関等照会連絡先検索機能の2次元バーコードを見ると、まだホームページができていないようだが、いつから開始する予定か。

(理事長)

9月下旬からとしていたが、遅くとも9月30日までにはアップをするようにしたいと考えている。医療機関コードを入力することによって、担当者の氏名、電話番号が表示されるということを中心に考えている。

(診療担当者代表理事)

10月には必ず間に合うようにお願いします。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。

リーフレットにあるように問合せ先等、一部変更になっているので何とぞよろしくお願いを申し上げます。

全体を通して、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

本日の理事会はこれをもって閉会とさせていただきます。

次回の理事会については、10月31日月曜日午後3時から開催をする予定としているので、日程の確保方よろしくお願ひ申し上げます。

令和4年9月26日

理 事 長 神 田 裕 二

保 險 者 代 表 理 事 天 野 勝 司

被 保 險 者 代 表 理 事 古 川 大